

第 17 回 神戸電鉄粟生線活性化協議会 議事録

日時：平成 25 年 7 月 5 日(金) 14:00～16:00

場所：三木市役所 5 階大会議室 出席者：別紙のとおり

開 会

(1) 第 16 回協議会議事録の確認

- ・ 第 16 回協議会の議事概要について議事録の確認がなされた。

(2) 報告事項

① 神戸電鉄粟生線活性化協議会規約（別表 1）の一部変更について

- ・ 事務局より委員、オブザーバーの交代に伴う規約変更の報告があり承認された。

② 平成 24 年度および平成 25 年度（～5 月）神戸電鉄粟生線の輸送人員実績について

- ・ 神戸電鉄より、資料－3 報告。
- ・ 24 年度 4～3 月の対前年比は、定期外－2.5%、定期－2.1%（通勤－2.4%、通学－1.7%）、合計－2.2%となり、年間の粟生線輸送人員は目標の 730 万人に対して 667 万人にとどまった。
- ・ 25 年度 4～5 月の対前年比は、定期外－4.1%、定期－6.4%（通勤 0.0%、通学－13.0%）、合計－5.7%であり、足元は非常に厳しい状況で推移している。なお、通学の－13.0%については、耐震補強工事に伴う高校移転（鈴蘭台高校、鈴蘭台→西鈴蘭台）が終了したことによる反動減であり、夏ごろまで続くが、その後は再び耐震補強工事に伴う高校移転（神戸甲北高校、北鈴蘭台→西鈴蘭台）があることから、対前年でプラスに転じ、それが約 1 年間継続すると見込まれる。

③ 粟生線および鉄道全線の平成 24 年度実績等について

- ・ 神戸電鉄より、資料－4 報告。
- ・ 第 2 次連携計画では、平成 24 年度の年間輸送人員を 685 万人と見込んで、年間輸送人員を 700 万人台とする目標を設定したが、平成 24 年度の実績が 18 万人 下振れしたことから、目標の達成に向けては、既にかなり厳しい状況である。
- ・ 利用促進の取り組みの中でお得な企画乗車券の発売を積極的に行ってきた影響もあり、粟生線の平均利用単価は減少傾向にある。
- ・ 粟生線の収支は、神戸電鉄の自助努力と関係自治体による支援策の結果、平成 23 年度から 24 年度にかけて約 2.2 億円の改善を果たしたものの、依然利用の減少に歯止めがかからない状況であり、このまま利用減少が続けば収支改善効果も次第に減殺されていく。加えて、平成 25 年度には電気料金の値上げなど新たな

な費用増加要因もあることから、より一層利用促進に取り組み、収入増を図ることが極めて重要である。

○以下の質疑があった。

- ・ 少子高齢化の影響もあり、通勤定期は減少を続けてきたが、4月は前年比+1.0%とプラスに転じている。この原因をどのように分析しているのか。(委員)

⇒最近は、曜日を考慮して定期をご購入されるお客様が増えており、継続購入の場合でも、購入のタイミングが休日と重なると、休日後にご購入される。今年3月末が休日であったため、去年は3月中に購入されていた方で、今年4月まで購入を控えられた方が多数おられたのではないかとみている。ただ、単月の結果だけをみて判断するのは難しく、今後の推移なども見ていく必要がある。(神戸電鉄)

- ・ 25年度4～5月の対前年比が-5.7%ということだが、減便の影響をどのようにみているのか。(委員)

⇒減便は、ご利用の少ない昼間時間帯(全体の約2割程度のご利用)に実施したものであり、輸送の大半を占める通勤や通学への影響はほとんどないため、その影響は限定的である。(神戸電鉄)

- ・ 減便により収支改善が図れていることは承知しているが、三木市議会などでは、昼間時間帯と言えども1時間に1本では少なすぎるのではないかと意見も根強くある。減便について、神戸電鉄ではどのように評価しているのか。(委員)

⇒本数が減って不便になったとのご意見は十分に承知しているものの、もともと小野駅まで30分に1本だったダイヤを15分に1本へと増便し、10年程度経過を見てきたが、利用者数の減少が止まらなかったことや、協議会における議論でも、昼間時間帯に空の電車を走らせていることが赤字の原因ではないかとご意見を頂いたこと等を踏まえ、利用実態に合わせたダイヤへと変更したものであり、これにより収支の改善もはかれたことから、やむを得ない施策であったと考えている。今後、利用促進の取り組みを通じてお客様が増えるようであれば、将来、増便を検討することもあり得ると思うが、足元は、むしろ更なるコストカット施策の検討が必要なほど厳しい状況である。(神戸電鉄)

④平成25年度における協議会の取り組み状況について

⑤平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域協同推進事業)の交付決定について

- ・ 事務局より、資料-5、資料-6 報告。
- ・ 「シニアパス」は、4-6月期の販売が1,247枚と引き続き増加傾向にある。
- ・ 「栗生線通勤カムバック補助金」は、300人の募集に対して25人(7月4日現在)であり、目標を大きく下回っている一方、第2次連携計画の目標である「年間輸送人員700万人台」を達成するためには、本施策を中心として「定期利用者

の拡大」が不可欠なことから、適用期間の延長（「10月1日まで」→「翌年4月1日まで」）や補助要件の緩和等により一層の利用増を目指す。

- ・「栗生線サポーターズくらぶ」の入会者数は2,990人、加盟店数は33店舗（ともに6月20日現在）となった。くらぶ会員の有効期間は1年間で8月31日をもって終了することから、8月1日より第2期会員の募集を開始する。また、第2期会員から、フリーパスの適用区間を「神戸電鉄線全線」から「神戸電鉄線全線＋神戸高速線」にまで拡大するほか、新たに家族会員を新設するなどして、目標である5,000人の達成を目指す。なお、これまでくらぶ会員の活動は、指定イベントへの参加（乗車運動）が主であったが、今後は、栗生線の利用促進や地域活性化につながる活動を、会員自らが主体的に企画・実行・支援できるよう、そのきっかけ作りに取り組んでいく。
- ・「学校に対するモビリティ・マネジメント」の学習用ツールとして、日本民営鉄道協会の全額補助により、「乗って残そう！みんなの栗生線！（3D紙芝居）」を製作した。三木山森林公園校外学習体験や初めての試みとなった神戸空港見学会等で活用している。
- ・今年度から注力していく取り組みとして「栗生線乗ろうDAY！プログラム」を開始する。このプログラムでは、鉄道の利用を組み入れた各種イベントを開催し、普段マイカーを使っておられる方にも参加して頂くことで、鉄道を身近に感じて頂くとともに、公共交通利用意識の向上を図りたいと考えている。また当面は、協議会が主体的にイベントを企画・運営するが、将来的には「神戸電鉄栗生線利用促進活動補助金」の活用等も念頭に、地域の主体的な取り組み、或いは栗生線サポーターズくらぶ会員の活動として発展していくことを期待している。
- ・さらに今年度注力する取り組みとして、「協議会ホームページのリニューアル」を行う。使い勝手の向上を図るほか、ブログ、掲示板等の機能を充実させ、栗生線サポーターズくらぶ会員の主体的な活動、会員相互の交流、意見交換を図るツールとして機能させていく。具体的には、ブログを通じて栗生線の魅力を伝えて頂くコーナーを新設するほか、写真・映像等の展示ギャラリー等を設置する予定である。
- ・6月28日付で「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域協同推進事業）」の交付決定がされた。これに伴い、本年度の事業費は30百万円（うち国庫補助6百万円）となる。

○その他の取り組みについても資料を基に報告がなされたが、質疑無く終了した。

(3) 議事

■ 議案 1号 平成 24 年度決算（案）の承認について

- ・ 事務局から議案－1 資料説明。
- 質疑なく、本議案は承認された。

■ 議案 2号 平成 25 年度予算（案）の承認について

- ・ 事務局から議案－2 資料説明。

○ 以下の質疑の後、本議案は承認された。

- ・ 国から 6 百万円程の補助が交付されたが、その用途は決まっているのか。(委員)
⇒ 3 月にご承認頂いた事業計画に盛り込んでおり、コミュニケーションアンケートの実施やお試し乗車券の配布、ホームページの維持管理等に活用する予定である。(事務局)
- ・ 粟生線利用促進活動補助金は、昨年小野市で行ったイルミネーションの作成費用のようなものにも補助いただけるのか。(委員)
⇒ 粟生線の維持・存続に向けた取り組みとして趣旨は合致するものの、この補助金は「粟生線の利用促進に資すること」が要件であることから、その効果を判定する必要がある。詳細な計画をお聞かせ頂いた上で、別途ご相談させて頂きたい。(事務局)

■ 議案 3号 粟生線サポーターズくらぶ会則の一部変更について

- ・ 事務局から議案－3 資料説明。

○ 以下の質疑に基づき、事務局一任で一部内容を変更（次回協議会で確認）することとし、本議案は承認された。

- ・ 協力金への名称変更やフリーパスの適用区間拡大などは評価できる。一方、昨年加入を働きかけたときに毎年手続きをしなければならないとまで周知はできておらず、皆さん一回限りの事だと思っておられるのではないかと。(委員)
- ・ 毎年、手続きをしなければならないのは会員にとっても、事務局にとっても負担が大きいのではないかと。
⇒ 会則には、会員の有効期間等が明記されていない一方、協力金は毎年支払わなければならないと記載されており、会員に対して厳しい内容となっている。「毎年支払わなければならない」の表現や有効期間の記載がないことは不適切であり、再修正をさせて頂く。ただ、サポーターズくらぶの会員には、単に一回寄付をして終わりということではなく、粟生線の維持・存続に向けた取り組みを継続的に行って頂きたいので、その意思表示として毎年手続きをお願いしたい。(事務局)

- ・ 家族会員は、正会員 1 名につき大人 2 名、小人 2 名までとあるが、4 人家族が全員大人であれば、どうすれば良いのか。(委員)
- ⇒ 正会員 1 名に対して 3 名の家族会員 (大人) を認める事はできないので、その場合は正会員を 1 名増やして、正会員 2 名と家族会員 (大人) 2 名でお申し込み頂きたい。(事務局)

■ 議案 4 号 栗生線利用促進活動補助金 (案) の創設について

- ・ 事務局から議案 - 4 資料説明。

○ 以下の質疑の後、本議案は承認された。

- ・ 事務局より身内だけで利用するのは対象とならない旨の説明があったが、身内の方が行動を起こしやすいのではないかと。(委員)
- ⇒ 補助の可否は、身内の人数にもよるし、その内容にもよるので、まずはご相談頂きたい。(事務局)
- ⇒ 重要なのは、その団体の性格や人数ではなく、どうしたら栗生線に乗っていただけるかである。せっかく補助金を創設するのだから、これを栗生線の利用促進に役立てるべく智恵を絞っていききたい。(委員)

■ 議案 5 号 栗生線通勤 “ComeBack” 補助金交付要綱の一部変更について

- ・ 事務局から議案 - 5 資料説明。

○ 本議案は、次年度予算にも影響を及ぼすものであることが説明された上で、質疑無く承認された。

(4) その他

- ・ 委員から、栗生線サポーターズクラブの更新手続きの際、振込口座等の印字された振込票を送って欲しいとの要望があったが、保有口座や事務負担等の問題もありすぐには対応できない旨、事務局から回答があった。但し、できうる限り負担を軽減するべく事務局で調整していくこととなった。
- ・ 事務局から参考 - 1 資料に基づき、平成 25 年度協議会運営スケジュールを説明。

閉 会

以上

第17回 神戸電鉄粟生線活性化協議会 出席者（敬称略）

○委員

氏名	所属・役職	出欠
三島 功裕	神戸市企画調整局 技術担当部長	
北井 信一郎	三木市 副市長	
岩崎 一喜	小野市 総合政策部長	
三津澤 修	神戸電鉄株式会社 専務取締役 鉄道事業本部長	
武川 潔	押部谷町連合自治協議会会長	
中野 美都子	押部谷町連合自治協議会副会長	
蓬莱 道龍	元 三木地区区長協議会会長	
安福 恵子	前 三木市区長協議会連合会会長	欠席
藤本 さよ子	NPO 法人ひょうごグリーンスタッフ 理事長	
多鹿 豊	小野市商店街理事	
土井 勉	京都大学大学院 工学研究科 特定教授	欠席

○オブザーバー

氏名	所属・役職	出欠
森本 正司	国土交通省 近畿運輸局 企画観光部 交通企画課 専門官	代理出席
大崎 眞一	国土交通省 近畿運輸局 鉄道部 計画課長	
松本 元生	兵庫県 県土整備部 県土企画局 交通政策課長	
河野 豊	兵庫県 神戸県民局 交流連携参事	
神崎 敏道	兵庫県 北播磨県民局 まちむら交流参事	
竹本 真也	神戸市西区 まちづくり推進部 まちづくり課長	欠席

粟生線サポーターズクラブ会則の一部変更について

旧	新
<p>(会 員) 第5条 クラブの会員は、第3条に定める目的に賛同する者で組織する。 2 会員には、会員証を交付する。</p>	<p>(会 員) 第5条 クラブの会員は、第3条に定める目的に賛同する者<u>(以下「正会員」という) およびその家族(以下「家族会員」という)</u>で組織する。 2 <u>家族会員は、正会員1名につき大人2名、小人2名までとする。</u> 3 <u>会員は、毎年更新手続きを行うものとし、更新手続きを行わない場合は会員の資格を喪失する。</u> <u>(以下削除)</u></p>
<p>(会 費) 第6条 会員は、毎年、年会費を納入しなければならない。 2 年会費は2,000円とする。 3 会員が途中で退会した時は、会費の払い戻しを行わない。</p>	<p>(粟生線活性化協力金) 第6条 会員は、<u>粟生線活性化協力金(以下「協力金」という)を納入する。</u> 2 <u>協力金は正会員2,000円、家族会員大人1,200円・小人600円とする。但し、正会員20名以上が一括申し込みをした場合の正会員の協力金は1,800円とする。</u> 3 <u>協力金はいかなる場合も払い戻しを行わない。</u></p>
<p>(特 典) 第7条 会員は、次の特典を受けることができる。 (1) 神戸電鉄1日フリーパスの進呈(1枚) (2) 会報誌の配布 (3) 本クラブの特典加盟店における割引等のサービス (4) その他、会長が別に定める景品の進呈等</p>	<p>(交 付) 第7条 <u>会員には、次の各号を交付する。但し、第3号については正会員のみに交付する。</u> (1) <u>会員証</u> (2) <u>神戸電鉄および神戸高速1日フリーパス(1枚)</u> (3) <u>会報</u> <u>(以下削除)</u></p>
<p>(資産及び会計) 第14条 クラブの運営に要する経費は、年会費をもって充てる。 2 クラブの会計年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までを原則とする。</p>	<p>(資産及び会計) 第14条 クラブの運営に要する経費は、<u>協力金</u>をもって充てる。 2 クラブの会計年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までを原則とする。</p>

____は変更箇所を示す。